

韓国知的財産ニュース 2020年1月前期

(No. 406)

発行年月日：2020年1月16日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、1月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 2020年に新しく変わる知的財産制度
- 2-2 特許庁長、「ビッグデータで技術開発の方向性を決定」
- 2-3 中小企業の知的財産（IP）担保融資のハードルが低くなる
- 2-4 特許庁、自治体と手を組み地域知的財産保護の死角地帯を解消する！
- 2-5 特許庁-カカオエンタープライズ、人工知能関連の業務協約を締結

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、「知財権紛争における共同対応支援事業」の効果高く
- 3-2 特許庁、「故意的侵害に対する3倍賠償制度の導入による中小企業の特許侵害予防ガイド」を発刊

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、産業財産権登録マークのデザイン選定
- 4-2 特許審判院、商標・デザイン審判部の新しい審判廷を開所
- 4-3 ただ乗り・横取りの商標出願登録はダメ！

その他一般

- 5-1 信用保証基金、「IP-PLUS保証」実施
- 5-2 自律走行の目、ライダー（LiDAR）へ韓国内スタートアップの参入活発

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 2020年から新たに変わる知的財産制度

韓国特許庁 (2020. 1. 2)

オンライン伝送ソフトウェア保護およびモバイル電子出願制度施行

スタートアップの特許優先審査の申請料減免、素材・部品・設備の優先審査対象の拡大

韓国特許庁は、オンライン伝送ソフトウェアの保護施行、商標出願に対するモバイル電子出願導入をはじめとする、2020年から新たに変わる知的財産制度をまとめて発表した。

2020年から変わる知的財産制度は、(1) 第四次産業革命技術の早期権利化支援、(2) 知的財産サービスを利用する国民の便宜増進、(3) 知的財産基盤中小ベンチャー企業のイノベーション成長支援などに重点を置いている。

新たに変わる制度を見てみると、

(1) 第四次産業革命分野の新技术の早期権利化支援

・(オンライン伝送ソフトウェア保護施行) 記録媒体 (CD、USB など) に格納して流通するソフトウェア特許のみが保護対象だったが、流通過程に関係なくソフトウェア特許保護を実施 (2020年3月施行)

・(素材・部品・設備企業の優先審査対象の拡大) 素材・部品・設備企業 (※) が当事者である無効審査、権利範囲確認審査を優先審査対象に含める (2020年1月施行)

※素材・部品・設備産業の競争力強化のための特別措置法 (2019年12月27日通過) における、該当企業

・(デザイン優先審査対象の拡大) 人工知能 (AI)、モノのインターネットなど、第四次産業革命に関連する技術を活用したデザイン登録出願を優先審査対象に含める (2020年1月施行)

(2) 知的財産サービスに対する国民の便宜増進

・(電子出願システムの改善) スマートフォンなどさまざまな端末を通じて商標出願が可能となるシステムを構築し、平日と土曜日のみ利用可能だった 24 時間出願受付を日曜日にまで拡大 (2020 年 3 月予定)

・(「デザイン一部審査」リアルタイムで処理) 全体の審査期間を大幅に短縮し、実質的にリアルタイム (2019 年 60 日 → 2020 年 10 日) となるように、審査所要時間を短縮 (2020 年 1 月施行)

・(特許・実用新案明細書提出形式の簡便化) 特許・実用新案の出願時には、所定の様式に基づき明細書を提出する必要があったが、論文や研究ノートなどを編集することなくそのまま提出できるように簡便化 (2020 年 2 月予定)

・(特許分類の産業活用性強化) 「国家科学技術標準分類－特許分類」および「産業技術分類－特許分類」間、連携情報を特許庁ウェブサイトから提供し、特許分類の産業活用性強化を支援 (2020 年 1 月施行)

(3) 知的財産基盤中小ベンチャー企業のイノベーション成長を支援

・(スタートアップ特許の優先審査申請料の減免) スタートアップの特許出願について、優先審査を申請する場合、優先審査申請料が 20 万ウォンから 6 万ウォンに 70%減免 (2020 年 1 月予定)

・(知的財産担保融資の特許登録料の減免) 銀行が知的財産担保融資など IP 金融を実行した中小企業の特許権などを保有するようになった場合に、登録料が 50%減免 (2020 年 1 月予定)

・(グローバル IP スター企業の育成強化) 地域の有望輸出企業を対象と、地域特化産業技術分野に対する集中支援を通じて、グローバル IP スター企業育成を強化 (2020 年 1 月施行)

※支援規模 : (2019 年) 150 億ウォン、570 社 → (2020 年) 170 億ウォン、700 社

※※支援範囲 : (2019 年) 海外出願費用 → (2020 年) 海外出願費用 + 審査対応費用、登録費用

その他、(1) 融合複合分野の特許出願対応に向けた「合意型協議審査」の実施（2019年11月）、(2) 共有商標権の共有者の1人が単独で申請しても、商標権の存続期間更新登録が可能となるよう「共有商標権の存続期間更新登録申請」改善（2019年10月）するなど、2019年下半期から実施している制度においても第四次産業革命の新技术の支援、国民の便宜増進などに焦点を合わせている。

特許庁のスポークスマンは「速いスピードで変化している知的財産環境のなかで、積極的かつ先行的に対応し、韓国の知的財産制度が第四次産業革命時代のイノベーション成長をけん引する土台になれるよう最善を尽くしていく」と述べた。

2-2 特許庁長、「ビッグデータで技術開発の方向性を決定」

電子新聞（2020.1.2）

「2020年には、『IP-Dacision』を大幅に拡大し、未来を確保するための技術競争力を持つように支援いたします。素材・部品・設備の主要品目にIP-研究開発(R&D)を全面的に適用し、『国家特許ビッグデータセンター』を構築することで、戦略産業の育成を支援していきます。」

韓国特許庁長は、2020年に韓国企業がIPを活用してグローバル市場に進出し、安定的に成長できるように支援を強化していくと1月2日に発表した。

庁長は、「情報を意味する『Data』と、決定を意味する『Decision』の造語の『Dacision』という言葉があるが、データ主導型意思決定を意味する言葉である」とし、「審査・審判に『IP-Dacision』を適用できるように業界動向と特許分析、産業界のコミュニケーションを通じて審査・審判のイノベーションに取り組んでいく」と強調した。

庁長は、「2020年のIP市場をより公正かつ力動的にしていかなければならない」とし、「韓国型ディスカバリー制度、侵害者利益の全額返還など、知財権保護の強化に向けた法令の整備、不正競争調査団の新設、特別司法警察隊の職権調査の強化など、侵害行為に対する取り締まりも強化していく」と述べた。

大手企業・フランチャイズにおける商標使用料のだまし取り問題といったIP不当利用を関連部処とともに正し、官民協力IP取引プラットフォームを構築して市場を活性化させるという意志も表明した。

庁長は「IP 金融支援規模の拡大と回収支援機構の新設などにより、知的財産が活発に利用されるよう支援を強化していく」とし、「イノベーション特許を発掘して創業・投資に連携させる一括支援体系を構築し、IP 創業が成功につながるようにする」と説明した。

また、IP 基盤の技術競争力を持つ企業を成長に導き、グローバル市場に参入できるように特許確保を最優先に支援する戦略も発表した。

庁長は「海外進出企業への支援に向けた現地拠点を新南方国家中心に拡大し、侵害事前予防と紛争対応を積極的に支援していく」とし、「ASEAN、インド、中東のような有望な新興国との審査制度、情報システム、教育など全分野にわたる国際協力を強化し、韓国企業により親しみのあるグローバル IP 環境を構築していく」と述べた。

2-3 中小企業の知的財産 (IP) 担保融資のハードルが低くなる

韓国特許庁 (2020. 1. 2)

銀行に対する年次登録料の減免、 スタートアップ特許出願の優先審査申請料の減免など施行

韓国特許庁は、知的財産 (IP) 金融の活性化を支援するため、銀行に対する特許登録料の減免を 2019 年 12 月 31 日から施行すると明らかにした。

1. 銀行に対する特許年次登録料 50%減免

特許庁は、銀行が中小企業を対象に IP 金融 (IP 担保融資など) を実行した後、中小企業の特許権、実用新案権、デザイン権を引き継いで、保有する場合に年次登録料 (※) を 50%減免する。

※特許・実用新案・デザインの設定登録以降、4 年目から毎年 1 年分ずつ納付する登録料

これまで、銀行が IP 金融を実行し特許権などを保有しても登録料の減免優遇が適用されなかったが、今回の改正により特許年次登録料納付の負担が減ったため、IP 金融がより活性化すると見込んでいる。

2. スタートアップ特許出願の優先審査申請料の 70%減免

スタートアップ（※）の特許出願過程から発生する経済的負担を減らし、優先審査（※※）を通じて、特許権を早期に確保し安定的な事業を推進できるよう、スタートアップ特許出願の優先審査申請料を70%減免する。

※創業後、事業開示日から3年が経過していない初期創業企業（中小企業創業支援法第2条第2の3号基準）

※※特許出願人でない者が業として特許出願された発明を実施していると認められるか、緊急に処理する必要があると認められる場合、他の特許出願より優先し審査する制度（特許法第61条）

その結果、スタートアップ特許出願の優先審査申請料が20万ウォンから6万ウォンに下がり、スタートアップは特許出願料・審査請求料・設定登録料の70%減免に加え、特許取得費用が削減でき、速やかな特許権の確保が可能になると期待している。

3. 3年分以上の年次登録料を一括納付する際、割引率の引き上げ（5%→10%）

一方、特許庁は3年分以上の年次登録料を一括で前払いする場合、適用される割引率を現行の5%から10%に引き上げる。

特許庁は、これにより中小企業などが年次登録料の前払による割引優遇を受けだけでなく、登録料の納付期限が過ぎて特許権などが消滅される事例を防止できると、予測している。

4. 行政情報共同利用を拡大導入し、申請書類の削減

最後に、出願人などが「手数料の事後減免（※）」を申請する場合、行政情報共同利用に同意すると銀行口座番号を確認するための預金通帳の写本提出が省略され、申請者の提出すべき書類を減らすことができる。

※手数料減免の対象者が出願料などを納付する際、減免対象であることを証明する書類を添付しなかったため、手数料減免が認められなかった場合、事後に減免を申請する制度

特許庁の情報顧客支援局長は「今回の手数料の減免措置により、IP金融がさらに活性化し、スタートアップの特許創出が増加すると期待している」とし、「これからも中小企業のイノベーション活動を支援できるよう特許手数料の構造を積極的に改善していく」と

明らかにした。

2-4 特許庁、自治体と手を組み地域知的財産保護の死角地帯を解消する！

韓国特許庁（2020.1.7）

特許庁は、地方企業の知的財産（IP）意識および IP 保護支援事業の参加率の向上のために、2020 年から自治体と IP 保護の協力体系を構築していくと発表した。

特に、仁川市、大田市、忠清北道、忠清南道と IP の保護協力体系を構築することにし、該当地域以外の自治体との協力体制も段階的に拡大、構築していく計画である。

特許庁・自治体間の IP 保護協力事項は以下のとおりである。

地方の輸出企業に対し、「IP 保護支援事業」を優遇支援する。

- 「国際知財権紛争対応戦略支援事業」、「知財権紛争における共同対応支援事業」の優先支援

- IP 保護水準の診断サービス無償提供

- 海外展示会への参加企業を対象に現地の知財権法律サービス支援（IP-DESK 連携）

- 知財権に対する認識向上のための教育やセミナー支援

- その他の紛争対応の優秀事例、海外知財権紛争の動向などを提供

そのため、特許庁と自治体は、「IP 保護支援協議体」を構成し、詳細な協力事項を実行していく計画である。

特許庁は、自治体との IP 保護協力体系を構築し、地方企業の認識および事業参加率の向上とともに、地方の知的財産関連の新規雇用が創出され、地域の弁理士業界の競争力も強化できると期待している。

特許庁の産業財産保護協力局長は「これまで IP 保護に向けた政府のさまざまな努力にもかかわらず、首都圏に比べて非首都圏地域の企業の政府支援事業への参加が低迷だった」と評価し、「これから自治体との協力強化を通じて、地方の IP 保護死角地帯を解消するなど、地方 IP 保護の裾野を広げていく」と述べた。

今回、特許庁と協力体系を構築した自治体の関係者は「地方にも優れた技術力を持つ特許企業が多く所在しており、IP 創出と活用だけでなく保護についてもバランスよく支援することで、韓国企業が安定的に海外市場に進出するように努力していく」と述べた。

2-5 特許庁-カカオエンタープライズ、人工知能関連の業務協約を締結

韓国特許庁 (2020.1.9)

特許庁の「ビッグデータ」と カカオエンタープライズの「人工知能技術」の融合に向けた相互協力

特許庁とカカオエンタープライズは、1月10日(金曜)午後2時にカカオエンタープライズ板橋オフィスで特許分野への人工知能技術の適用に向けた業務協約を締結する。

今回の協約を通じて特許庁とカカオエンタープライズは、特許庁のビッグデータとカカオエンタープライズの人工知能技術を融合し、特許分野のサービスの発掘および改善に協力することにした。

特許庁はカカオエンタープライズの人工知能技術を特許文献の機械翻訳サービスなど、特許審査業務の効率向上に活用し、人工知能を用いた機械翻訳から協業を開始し、次の領域に拡大していく予定である。

カカオエンタープライズは、特許庁から特許ビッグデータとそれに関するノウハウの提供を受け、人工知能を用いた機械翻訳の品質を高め、検索、チャットボットなどに領域を拡大していくなど、カカオエンタープライズのサービス全般にわたって、特許向けのサービスレベルを向上させていく計画である。

また、特許庁とカカオエンタープライズは人工知能だけでなく、次世代情報技術のトレンドを特許関連 IT サービスに速やかに反映して生産性を向上させ、グローバル市場での競争力確保に注力することにした。

特許庁長は、「特許庁は2019年12月に政府が発表した『人工知能における国家戦略』の策定にも参加するなど、人工知能を利用するために続けて努力してきた」とし、カカオエンタープライズとの業務協約が民間と公共協力の模範例になるようにカカオエンタープライズの技術を活用して、一歩進んだ人工知能サービスを提供できるよう努力する」と明らかにした。

カカオエンタープライズの代表取締役は「カカオエンタープライズは、人工知能の技術力を提供し、特許庁が推進しているデータ主導型の意味決定体系を支援し、特許分野でのサービスの高度化に貢献したい」とし「特許庁のビッグデータとノウハウに基づいて、知的財産権の保護および活用領域で世界最高の人工知能に対する技術力を共に発展させていく考えである」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、「知財権紛争における共同対応支援事業」の効果高く

韓国特許庁 (2020. 1. 2)

商標ブローカーが先取りした K-ブランドの商標 53 件…中国で無効に

中国に進出する予定だった、食品フランチャイズの A 社は、現地の商標ブローカーが自社商標を登録していることに気付いた。しかし、中国国内での認知度が低く使用した証拠資料が無い上に、先取りした商標の漢字表記も相違するため、個別対応では勝訴が難しいと判断した。しかし、特許庁における被害企業の共同対応により、商標ブローカーが他人の商標を大量で複製・盗作した事実を明らかにすることで故意性を明確に立証でき、勝訴することができた。

韓国特許庁は、海外商標ブローカーによる被害企業を支援するために 2018 年に推進した「知財権紛争における共同対応支援事業」の結果、共同対応に向けて構成された 53 の企業が無効審判などで勝訴したと 12 月 29 日に発表した。

この 53 の企業は中国の主要商標ブローカー（5 名）から被害を受けたフランチャイズ・人形・衣類・化粧品など、4 業種の韓国中小企業であり、中国の商標ブローカーが多量に先取りしている商標を深層調査・分析した後に共同嘆願書を提出、併合審理などの実施によりブローカーの悪意性の立証に注力した。

その結果、2019 年 9 月から勝訴しはじめ、これまで計 53 件の商標権紛争が全部勝訴する結果となった。

これまで韓国企業の中国における認知度は、相対的に低くブローカーが先取りしている商標を無効にすることが困難であったが、中国商標当局における商標ブローカー根絶に向けた政策をうまく活用することにより、今回の勝訴を得たと分析している。

特に同じブローカーから被害を被った企業が協議体を構成して共同対応する方式は、商標ブローカーの悪意性をより容易に立証し、共通資料も活用できるためコスト削減の効果もあり、企業間のノウハウを共有することで、知財権紛争対応への能力を高めたと把握している。

今回の商標ブローカーへの共同対応は、同業種で実際に先取りした商標を付して商品販売をした商標ブローカーに対しても勝訴した。

商標ブローカーがオンラインショッピングモールなどで商標を使用している場合には、中国商標法および商標審査基準で規定している「商標ブローカー」に該当するのかが不明確であった。

しかし、商標ブローカーが先取りした商標を使用したとしても、これは単純な外形上の使用にすぎず、他人の商標を大量で無断先取りしていること自体が、商標公正使用の秩序を乱す信義誠実の原則を違反する不公正使用であると証明し、全部勝訴という結果となった。

一方特許庁は、中国語の発音や意味と企業のイメージがマッチしているかどうかや、登録可能性などを検討し、ブランド名の中国語ネーミングを支援するとともに、被害企業を対象にした海外出願費用の支援事業などを通じて、韓国企業と K-ブランド商標の出願を推奨している。

特許庁の産業財産保護協力局長は「依然として海外の商標ブローカーが本来の権利者である韓国企業に警告状を送付したり、高い和解金や使用料を要求するなど、持続的に金銭的被害を起こしている」とし、「商標ブローカーの活動を根絶するための長短期的な対応策を設け、紛争被害の長期化に備えられるよう、より支援を拡大していく予定である」と明らかにした。

「知財権紛争における共同対応支援事業」に関する詳細な内容は、特許庁の産業財産保護支援課（+82-42-481-5214）または、韓国知識財産保護院（www.koipa.re.kr、+82-2-2183-5898）に問い合わせれば良い。

3-2 特許庁、「故意的侵害に対する3倍賠償制度の導入による中小企業の特許侵害予防ガイド」を発刊

韓国特許庁 (2020. 1. 14)

特許侵害の予防はこうしましょう

特許庁は、中小企業が他人の特許を侵害した際に発生しうる紛争を予防し、それにより発生した紛争に適切に対応するため、知っておくべき内容を盛り込んだ「中小企業の特許侵害予防ガイド」を発刊したと発表した。

2019年7月9日から故意的に特許を侵害した場合、損害額を最大3倍まで賠償する「3倍賠償制度」が施行され、企業側は他人の特許を侵害しないように、より細心の注意を払う必要がある。

ただし、まだ制度施行の初期段階であるため故意的な侵害に対する裁判所の判例や明確な判断基準がなく、知的財産の専門人材が不足している中小企業が、変更された損害賠償制度に従って特許紛争に対する予防や対応活動をするには、多少困難が伴う可能性がある。

それを受け特許庁は、2019年に故意的侵害の判断基準に関する研究用役(※)を実施し、それに基づいて中小企業の特許侵害予防ガイドを作成した。

※「懲罰賠償の導入など、特許法・不正競争防止法の主要改正事項に対する判断基準および効果分析研究」(www.prism.go.kr)

当ガイドには、(1) 3倍賠償の要件および賠償額算定時の考慮事項、(2) 台湾、米国など韓国内外の事例から見た故意の判断基準、(3) 警告状受領時の対応要領 (4) 特許庁支援事業の案内など、紛争予防および対応のために必要な情報が含まれている。

韓国と同様に、3倍賠償制度を運営している台湾や米国の事例を見ると、故意的侵害の判断において侵害者が特許侵害の事実を認知していたのか、認知した後も侵害が継続的に行われたのかが最も重要な判断基準になっていることが分かった。

特に留意すべき点は、警告状を受領した後も、侵害行為を続けた場合には故意的侵害と判断される可能性が高いため、専門家の意見書を確保するなど適切な対応を行う必要がある。

特許庁の産業財産保護協力局長は「当ガイドの発刊により、企業側の3倍賠償制度に対する理解度を高め、紛争を予防し、特許がきちんと保護される文化が定着できることを期待している」と述べた。

当ガイドは、中小企業中央会、ベンチャー企業協会など企業関連団体を介して配布される予定であり、特許庁ウェブページ (www.kipo.go.kr) の「冊子/統計-刊行物-その他の情報」の項目からダウンロードできる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、産業財産権登録マークのデザイン選定

韓国特許庁（2020.1.2）

2020年下半期から、産業財産権登録マークの発給可能

韓国特許庁は12月27日、産業財産権の表示に使われる「産業財産権登録マーク」のデザインを選定し褒賞すると発表した。

公募展により、2019年9月から計491件の作品が申し込まれ、4段階の厳格な審査を経て登録マークとして活用される最優秀賞1件をはじめ計17件の受賞作が選ばれた。

最優秀賞の受賞者である、株式会社 GILS 社の所属社員には、特許庁長表彰と賞金500万ウォンが与えられる。

※優秀賞（2名）100万ウォン、奨励賞（4名）50万ウォン、特別賞（10名）10万ウォン

今回選ばれた産業財産権登録マークは、製品に適用されているさまざまな産業財産権（特許権・実用新案権、商標権、デザイン権）の情報を同時に表示できるようにQRコードを挿入した形でデザインされている。

最優秀賞に選定された登録マークは補正作業を行った後、2020年下半期から製品や候補資料に表示し活用する予定であり、産業財産権を保有している企業は2020年上半期内に構築予定の「アイデア取引オンラインプラットフォーム」を通じて、産業財産権の登録マークを無料で発給することができる。

また、消費者は製品に表示された産業財産権登録マークの QR コードをスキャンすれば、その製品の詳細な産業財産権の登録情報を簡単かつ正確に確認できる。

特許庁のアイデア取引担当官は「国民の皆様が日常生活のなかで、簡単かつ正確に産業財産権情報を活用できるよう、産業財産権登録マークの使用を拡大していく計画である」とし、「産業財産権の登録マークが提供する情報で、より多くのアイデアが生み出されることを期待しており、アイデア段階でも企業と消費者間の取引が活性化できるよう 2020 年には『アイデア取引オンラインプラットフォーム』を新たに構築していく予定である」と述べた。

4-2 特許審判院、商標・デザイン審判部の新しい審判廷を開所

韓国特許庁 (2020. 1. 6)

韓国特許審判院は、商標・デザイン審判部（審判 1、2、3、11 部）の新しい審判廷を竣工し、2020 年から商標・デザイン審判の口頭審理を特許審判院の別館で開くことを明らかにした。

※口頭審理：審判事件の当事者が審判廷に出席し、審判部で直接本人の主張を述べることができる手続きの一つで、裁判所での弁論に当たる。

特許審判院の商標・デザイン審判部は、2019 年 10 月 21 日に特許庁のオフィス空間の不足および特許審判の物理的な独立性を確保するため、大田にある教職員共済会大田会館に移転した。

審判廷は 5 人の審判官合議体と多数の当事者が利用可能な大審判廷と、特許庁ソウル事務所と大田間の映像口頭審理が可能な小審判廷で構成されている。

審判当事者の移動時間および費用を軽減するなど、「需要者オーダーメイド型サービスの創出」を目的として 2014 年に導入した映像口頭審理システムは、両方の当事者が特許庁ソウル事務所にいる場合はもちろん、一方の当事者はソウル事務所に、他方の当事者が大田にいる審判事件の際にも口頭審理が可能である。

今回竣工された大審判廷では、1 月 6 日に特許審判院長が 5 人合議体の審判長として直接参加し、デザイン登録の無効審判に対する口頭審理を開催する。

口頭審理の公開弁論を撮影し、ネットで公開する予定である。

特許審判院長は「口頭審理を通じて、審判争点を早期に把握し、審理充実度の向上による高品質の審理を実現し、審判の公正性および透明性を強化していく計画である」と述べた。

4-3 ただ乗り・横取りの商標出願登録はダメ！

韓国特許庁（2020.1.13）

特許庁、商標トレンドを分析し、有名な他人の名称およびキャラクターの商標審査を強化する

韓国特許庁は、ペンス、ボギョムTVなど、最近問題になっている商標紛争は、商標使用者の正当な出願ではなく商標先取りにより他人の信用に便乗して経済的利益を得ようとする不正な目的の出願だと判断し、それに対する商標審査をさらに強化していくと発表した。

現行商標法によると、商標使用者と全く関係のない第3者が、認知度の高いアイドルグループ・人気ユーチューバー・キャラクターなどの名称を商標出願すると、商標法第34条第1項第6号（著名な他人の氏名・名称）、第9号（周知商標）、第11号（著名商標）、第12号（需要者欺瞞）、第13号（不正な目的）を理由に拒絶している。

特許庁は、以前にも韓国のアイドルグループ名である「少女時代」、「東方神起」および「2NE1」を無断出願した商標について著名な他人の氏名、名称であることを理由に拒絶したケースがあり、有名なキャラクター名の「ポロロ」と番組名の「無限挑戦-トトガ」なども、商標使用者と無関係な人が出願し、商標登録を拒絶した事例がある。

「有名な他人の名称およびキャラクターで構成された商標の登録拒絶事例」

出願商標	出願時期	拒絶条文	拒絶内容
2NE1	2009年	法第34条第1項第6号	著名な他人の氏名・名称など
東方神起	2005年		
少女時代	2011年		
トトガ	2015年	法第34条第1項第12号	需要者欺瞞の懸念
ポロロ	2011年	法第34条第1項第13号	不正な目的
ココ麺	2011年		

このような過去の類似審査事例から見ると、最近のペンスやボギョム TV などのような商標紛争についても、結局、商標使用者またはキャラクター創作者以外の第 3 者が商標を登録するのは困難であると思われる。

特許庁はただ乗り、横取りの商標出願などに対する審査に公正を期すために、今年から商標先取りの可能性が高い用語などについて、審査官が事前に情報を共有するように商標トレンド分析事業（※）を行い、商標審査をより強化していくと発表した。

※商標トレンド分析事業：社会的 이슈になる用語、商品、キャラクターのビッグデータを分析し、いち早く市場のトレンドを読み取り、社会的紛争の原因になれるような用語を選別し、商標の出願現況と相互比較・分析して審査着手する前に審査指針を設ける

商標トレンドを分析し、特定の人に独占権を付与するのが困難である流行語、造語、略語、およびキャラクターの名称などについて、あらかじめ識別力や類似判断のためのガイドラインを設ければ、商標審査の正確性をより一層向上できると予想される。

特許庁の商標デザイン審査局長は「アイドルグループや有名な芸能人の名称などは、放送およびインターネット媒体などを通じて有名性を獲得しているため、他人の無断出願から保護を受けることができるが、個人事業者や零細企業などが使用する商標は、有名性による保護を受ける難しいので事業構想段階から事前に商標を出願して登録しておく、今後発生しうる商標紛争を事前に予防できる」と強調した。

その他一般

5-1 信用保証基金、「IP-PLUS 保証」実施

電子新聞 (2019. 12. 31)

韓国信用保証基金は、知的財産金融の活性化に向けた「IP-PLUS 保証」を施行すると、12 月 31 日に発表した。

当保証は、政府が発表した「知的財産 (IP) の金融活性化に向けた総合対策」によるもので、信用保証基金が韓国の銀行である国民、企業、農協、産業、新韓、ウリ、ハナ銀行の 7 つの金融機関と「IP 担保融資および連携保証の活性化に向けた業務協約」を締結し、信用保証を支援する。

支援対象は、評価基準日が1年以内のIP評価報告書を保有しており、銀行に特許権、実用新案権などのIPを担保にしてIP担保融資を受けた中小企業である。

信用保証基金は、それらの企業に1企業当たりIP担保融資金額の50%から最大10億ウォンまでの範囲で運転資金を追加支援する。ただし、IP担保融資と信用保証基金の保証付融資の合計金額は、IP価値評価額を超えることはできない。

また、保証比率(90%)と保証料(0.2%ポイント控除)の優遇を適用し、IP担保を利用する中小企業の金融費用の負担も軽減する。

5-2 自律走行の目、ライダー(LiDAR)へ韓国内スタートアップの参入活発

韓国特許庁(2020.1.8)

スタートアップ・中小企業の特許出願量の増加

毎年恒例のように、世界中のイノベーションのアイコンと呼ばれる家電製品が1月7日、米国ラスベガスで開催される家電およびIT博覧会(CES 2020)(注1)に出品された。CESに自律走行車が出品されることはもう慣れているほど、自律走行車はすでに私たちの日常生活になじんでおり、自律走行車の中核技術であるライダー(LiDAR)(注2)関連の特許出願も競い合いながら増加していることが明らかになった。ライダーは、光を用いて周辺を探索する装置であり、電波を使うレーダーに比べて周辺の対象との距離や形状を正確に認識でき、カメラに比べて夜間や逆光でも物体を正確に認識することができるため「自律走行車の目」と呼ばれるくらい、自律走行における重要な機能を果たしている。しかし、車体から突き出る形状と高い値段のため、これまで広く活用されなかったが、最近自律走行車が注目を集めており、新しい形状と生産コスト削減技術の研究が活発になり、それを受けて権利を先に取得するための特許競争も本格化している。

特許庁はここ10年間(2009~2018年)、自律走行車の中核技術であるライダー関連特許出願が著しく増加したと発表した。2009年から2011年までのライダー関連特許出願は年間20件あまりに過ぎなかったが、2012年に42件で2倍上昇し、2017年に121件で6倍に上昇するなど、出願件数が急増していることが分かった(注3)。

企業規模別では、大手企業、スタートアップ・中小企業および外国企業全部の出願件数が増加しており、特にスタートアップ・中小企業が出願量の急増をけん引した。スタートアップ・中小企業は、2014年までの出願件数は10件未満だったが、2015年に20件以上出願した後、最近では30件以上出願していることが分かった。このような傾向は、新

しい形状設計とそれによるコスト削減技術の開発にクリエイティブなアイデアを持つスタートアップと中小企業が適合しているからだと分析している。

適用分野別では「自律走行車の分野」の出願が 65%、「自律走行車以外の分野」の出願が 35%を占めている。

-「自律走行車の分野」では、自律走行の信号処理 (28%)、ライダー構造や制御 (26%)、ライダー内装素子 (10%) の分野で出願が増加していることが分かった。詳細を見ると、自律走行の信号処理分野では、走行環境認識に向けた信号処理技術を主に申請しており、ライダー構造と制御分野では、回転型ライダー技術が多数出願され、ライダー内装素子の分野では受光素子が主になっているが、最近、固定型ライダー用ビーム照射角度制御素子技術も出願されていることが明らかになった。

-「自律走行車以外の分野」では、交通安全、無人ドローン、無人モビリティ、携帯電話、セキュリティ監視、ヘッドセット、レジャーなど、さまざまな分野でライダー技術が活用されていることが分かった。周辺の交通状況を示す歩行者安全装置や、無人ドローンを利用して船舶の入出港情報をサポートするシステムに適用するなど、交通安全領域および無人ドローン領域でライダー技術が最も多く活用されていることが明らかになっている。

特許庁の自律走行審査チーム課長は「自律走行車分野では、スタートアップおよび中小企業を中心に、商用化に向けたライダー技術開発の傾向が続くと見込んでおり、自律走行車以外の分野では、国民の安全や利便性を向上させる分野としてライダー技術の活用範囲が拡大される」と展望した。

注1 Consumer Technology Association 主管

注2 ライダー (LiDAR, Light Detection And Ranging) 技術：光を用いて周辺を探索する装置で、車両のルーフに回転型で設置するか、車両のボディに設置する。

注3 多出願人の順位：SOS LAB、サムスン電子、現代モータース、電子部品研究院、LG 電子、現代自動車、クアルコム、ボッシュ、ヴァレオ、浜松ホトニクス、YUJIN ROBOT、ウェイモなど。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム